

個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書

私は、佐世保市子ども未来部子ども支援課が、子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務手続きを行うとき及び利用者負担額(保育料)の算定に必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用に関する法律)

【注意】 所得の申告をされていない方は別途書類の提出が必要です

配偶者の扶養に入っているなどして平成31年1月～令和元年12月分の所得の申告をされていない方は、情報連携ができませんので、令和2年1月1日時点にお住まいだった市区町村(佐世保市以外)から令和2年度所得課税証明書を交付してもらって提出してください。

Table with 1 column: 利用中の施設名

Table with 2 columns: 今年の1月1日の居住市区町村, 前年の1月1日の居住市区町村

Main table for consent with columns for guardian name, birth date, and personal number. Includes a vertical label '同意者一覧'.

個人番号確認書類貼付欄 (代表者のみ)
※この欄に通知カードの写し又は個人番号カード(裏面)を貼付してください。

身元確認書類貼付欄 (代表者のみ)
※この欄に個人番号カード(表面)又は運転免許証の写しを貼付してください。
※その他の身元確認書類については裏面をご確認ください。

※個人番号確認書類と、身元確認書類の両方の添付がなければ受付できませんのでご注意ください。

【身元確認書類について】

依頼書に貼付していただく身元確認書類については、下表を参考にしてください。  
2つ以上書類を貼付する場合は、並べて貼り付けていただくか、こちらの面に貼付してください。（提示時において有効なものを貼付してください。）

区分	本人確認書類
右欄の中から1つ (すべて写し)	① 個人番号カード（表面） ② 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ③ 税理士証票、写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、各種写真付き資格証明書 等
①から③までが困難であると認められる場合、右欄の中から2つ以上 (すべて写し)	(ア) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 (イ) 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの (i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの) ・写真なし身分証明書等（提示時において有効なもの） ・国税、地方税、社会保険料の領収書、納税証明書 （提示時において領収日又は発行年月日が六か月以内のもの） ・印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し （提示時において発行された日から六か月以内のもの）等